

【様式 2】

市民意見公募手続の実施事案について

所管課名 都市整備部 都市・交通計画課

事案番号	11807
実施事案名	松山市地域公共交通網形成計画（案）
政策等を策定する趣旨，目的及び背景	<p>公共交通機関では、少子高齢化や環境問題等、急速な社会・都市環境の変化及びますます多様化するライフスタイルの中で、誰もが安心して利用できる移動手段を確保することが重要かつ喫緊の課題となっています。こうした中、国から「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」との考え方で、住宅や施設の立地適正化計画と地域公共交通網形成計画が連携し合い、持続可能な都市の構築を進めることが示されました。</p> <p>松山市は、公共交通の重要性を改めて認識し、経済社会活動や市民生活の基盤となる地域の実情に合った公共交通ネットワークの整備の実現に向けて、まちづくりと一体となった持続可能で利便性の高い地域公共交通網の形成を進めていくための基本的な方針、目標、施策、事業等を取りまとめた「松山市地域公共交通網形成計画」を策定します。</p>
策定根拠となる法令等	<p>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）</p> <p>地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針（平成26年総務省告示・国土交通省告示第1号）</p>
政策等の案の関係資料	<p>松山市地域公共交通網形成計画（案）</p> <p>松山市地域公共交通網形成計画（案）の概要</p>

意見提出期間が30日未満となった理由

--